

治癒証明書

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行を防ぐことで、できるだけ子ども達が一日快適に生活できるよう、下記の感染症について、治癒証明書の提出をお願いいたします。

| 瑞江ちとせ保育園 | | クラス | 園児氏名 |
|------------|-------------------------|---|------|
| 該当疾患 に○ | 疾患名 | 登園停止期間の基準 *以下の基準に基づき、主治医が判断する | |
| | 麻疹(はしか) | 解熱した日を0日として、その後3日間を過ぎてから | |
| | 風疹(三日はしか) | 発疹が消えるまで | |
| | 水痘 (みずぼうそう) | 全ての発疹がかさぶたになるまで | |
| | 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | 耳下腺・顎下腺・舌下線の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで | |
| | インフルエンザ (流行性感冒) | 発症後5日間を経過し、かつ解熱した日を0日としてその後3日を過ぎてから | |
| | 咽頭結膜熱 (プール熱) | 発熱・のどの赤み・目の充血が消失してから2日を経過するまで | |
| | 百日咳 | 特有な咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌物質製剤による治療を終了するまで | |
| | 結核 | 医師により感染の恐れが無くなったと認められるまで | |
| | 腸管出血性大腸菌感染症 (O157など) | 症状が始まり抗菌剤による治療が終了し48時間あけて連続2回の検便でいずれも陰性が確認されるまで | |
| | 流行性角結膜炎 (はやり目) | 医師により感染の恐れが無くなったと認められるまで | |
| | 急性出血性結膜炎 (その他) | 医師により感染の恐れが無くなったと認められるまで | |

上記の疾患で 令和 年 月 日から療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染の恐れはないと判断したので 令和 年 月 日より登園をしてよいことを証明します。

* 保育園生活での注意事項

()

証明日 令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印